

さいたま市告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さいたま市北区大成町四丁目205番1、205番4、206番1、206番2、
206番3、206番4、209番1、216番1、217番5、219番1、
220番1、223番1、224番、225番1、225番2、225番3、
225番4、225番5、225番6、226番1、226番6、226番8、
227番1、227番2、227番3、227番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市本町2丁目2番47
株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎 裕文

3 許可番号

令和7年8月8日
第変 - N2025004号

4 検査済証番号

令和8年2月13日
第完 - N2025004号